

(48) 結婚新生活支援事業補助金	
【担当部署】 福祉課社会福祉係 【電話番号】 0167-44-2125	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 1階
【ホームページアドレス】 https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00002055.html	
【補助金の内容】 ・賃貸住宅（民間住宅・公営住宅）の賃借を行う新婚世帯に補助する。 ※上乗せ世帯には礼金（保証金、仲介手数料等これに類する費用を含む。）、引越費用に対しても補助する。	
【補助対象者】 ①申請日現在において、夫婦のいずれか一方が49歳以下である婚姻後5年を経過していない世帯（再婚を含む。）をいう。 ②対象となる賃貸住宅が中富良野町内にあること。 ③申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。 ④他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。 ⑤申請日の属する年度の前年度において納付すべき町税等の滞納がないこと。 ⑥過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。	
【上乗せ世帯】 ①令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦 ②算出した世帯の所得が500万円未満である（算出方法はお問合せください） ③夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である	
【補助金額】 ※①は1回のみ、②は会計年度ごとに1回の補助 ①敷金：家賃1ヶ月分（上限5万円）…入居日から1年以内の申請に適用 ②家賃：対象経費（家賃月額－住宅手当等支給額）－30,000円＝基本額…① ※①が1万円以下の場合は確定。1万円以上の場合は下の計算式 (①－10,000円) ÷ 2 + 10,000円＝基本額…②（上限15,000円） 基本額（①若しくは②）×賃貸月数	
○上乗せ世帯のみ対象 ③礼金（保証金、仲介手数料等これに類する費用を含む。） ・令和5年4月1日以降、婚姻を機に新たに賃貸住宅を賃借する際に要した費用 ・家賃1ヶ月分(上限5万円)…交付回数 1回 ④引越費用 ・令和5年4月1日以降、婚姻に伴う引越費用で、引越業者又は運送業者への支払いに係る費用 ・実費（上限5万円）…交付回数 1回	
【実施期間】 令和3年度～	

【申請に必要なもの】

- ①申請書等の提出（添付書類等：印鑑、賃貸借契約書の写し、住宅手当支給証明書、定住意思確認書類（保証人の印鑑証明を添付）、戸籍抄本、納税証明書または非課税証明書（転入者のみ）
※「定住意思確認書類」中、保証人が町外者の場合保証人の住民票が必要
②実績報告書等の提出（印鑑、家賃の支払いを証明する書類、振込先通帳の写し）

【交付までの流れ】

- ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告⇒ ⑤指定口座へ振込

【備考】

- ※自己負担分の家賃月額が3万円を超えなければ、①敷金の補助対象とはなりません。
※家賃には共益費等は含まれません。